

受講案内

令和5年度浄化槽指定採水員指定講習会（更新）受講案内

1 主旨等

平成17年に浄化槽法第11条に基づく検査の実施率向上を図ることを目的として、指定採水員制度が開始されました。指定採水員は、5年(平成25年度までは3年)に一度開催される更新講習を受講することとされているため、現在までに指定採水員に指定されている者を対象に更新講習会を行うものであり、今回で5回目の開催となります。

2 講習科目及び時間

法令及び法定検査等に関すること	0.5時間
指定採水員業務全般に係る注意事項	1.5時間
汚水処理技術の最新情報等に関すること	0.5時間

3 受講申込の方法等

○受講者ごとに以下を作成し、封書で郵送してください。

- ・ 1 受講承諾書、2 申込受付表、3 63円切手 (受講決定通知書用)
- ・ 4 顔写真 (1枚) サイズ タテ30mm×ヨコ25mm

<注意>① 1 受講承諾書の所定の欄に指定採水員証のコピーを貼ってください。

② 2 申込受付表の裏面に、振込依頼書等の写しを貼ってください。

③ 3 63円切手1枚 受講決定通知書は、原則、受講者の住所地に郵送されます。
勤務先会社の郵送を希望する場合は、2 申込受付表該当欄に記載してください。

④ 4 顔写真は、1枚必要です。裏面に勤務先名、氏名を記載してください。

紛失を防ぐため封筒に入れ 1 受講承諾書の右上にクリップ等で固定してください。

④ 郵送する前に、必ず「チェック用紙」により確認してください。

(1) 郵送先（講習実施機関）

- ・ 一般社団法人群馬県浄化槽協会

〒371-0847 前橋市大友町二丁目29-21

(2) 受付期間

- ・ 令和5年11月7日（火）から令和5年11月22日（水）午後5時

(3) 受講料

- ・ (一社) 群馬県浄化槽協会加入事業者及びその従業員 2,500円
- ・ (一社) 群馬県環境保全協会加入事業者及びその従業員 2,500円
- ・ 上記以外 5,000円
- ・ 受講料は原則として返還いたしません。ただし、主催者側の事由又は天災等の不可抗力により講習の全部が受講できなかった場合にはその限りにありません。

(4) 受講料の払い込み方法

- ・ 受講料は、仮申込メール（リターンメール）にある銀行口座にお支払いください。
※振込手数料は貴社ご負担でお願いいたします。

振込依頼書の写し等、受講料の振込を確認できるものを、2 申込受付票の裏面にのり付けしてください。

なお、現金書留、現金持参による取り扱いはしないので注意してください。

4 受講日及び受講場所、受付等

- (1) 受講日 ①令和6年1月30日（火）
 ②令和6年1月31日（水）
 ③令和6年2月20日（火）
 ④令和6年2月21日（水）
 ⑤令和6年3月13日（水）

各日とも定員180人（申込順）です。定員になり次第、受付を終了いたします。

- (2) 受付開始 13時00分から
- (3) 開講式 13時30分から
- (4) 講義 13時45分から16時15分まで
- (5) 受講場所 群馬産業技術センター1階多目的ホール
 前橋市亀里町884-1
 TEL027-290-3030

5 受講決定の通知

- ・ 受講決定通知は申請者から送付された 3 63 円切手を受講決定通知書に貼って、事務局が受講者に郵送します。

6 受講日に持参するもの

- (1) 受講決定通知書のハガキ
- (2) 現在所持している指定採水員証
- (3) 筆記用具

7 受講科目及び時間割

- (1) 法令及び法定検査等に関する事 0.5時間
- (2) 指定採水員業務全般に係る注意事項 1.5時間
- (3) 汚水処理技術の最新情報等に関する事 0.5時間

8 受講受付時の留意

- (1) 受付時間は13時からです。
- (2) 受講決定通知書を受付に提示してください。

9 受講時の留意

- (1) 受講決定通知書を受講席の右側に置くこと。
- (2) 受講中の携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
- (3) 遅刻、早退等の場合は修了が認められない場合があります。

10 修了証等の交付

講習の修了を認められた者には、講習終了後に会場において修了書及び指定採水員証（1,000円）が交付されます。